

新旧対照表

○国定公園内における許可、届出等の取扱要領

改正後	改正前
国定公園内における許可、届出等の取扱要領	国定公園内における許可、届出等の取扱要領
<p style="text-align: right;">平成15年7月3日制定 平成22年6月4日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成29年5月19日一部改正 <u>令和6年4月22日一部改正</u></p> <p><b>(趣旨)</b> 第1 国定公園に係る自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）、第21条第1項に規定する特別保護地区、第22条第1項に規定する海域公園地区、第23条第1項に規定する利用調整地区又は第33条第1項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出等に関しては、法、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p><b>(許可申請書の様式)</b> 第2 規則第10条第1項の規定による申請書は、別記様式第1によるものとする。</p> <p><b>(許可申請書の審査等)</b> 第3 申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として一月</p>	<p style="text-align: right;">平成15年7月3日制定 平成22年6月4日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成29年5月19日一部改正</p> <p><b>(趣旨)</b> 第1 国定公園に係る自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）、第21条第1項に規定する特別保護地区、第22条第1項に規定する海域公園地区、第23条第1項に規定する利用調整地区又は第33条第1項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出等に関しては、法、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p><b>(許可申請書の様式)</b> 第2 規則第10条第1項の規定による申請書は、別記様式第1によるものとする。</p> <p><b>(許可申請書の審査等)</b> 第3 申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として一月</p>

改正後	改正前
<p>以内に、審査し、処理するものとする。</p> <p><b>(許可に関する審査基準)</b></p> <p>第4</p> <p>許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準及び<b>同条第37項</b>の規定に基づき千葉県知事が定める許可基準の特例（「南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成12年3月31日告示第333号）及び「水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成12年3月31日告示第334号）（以下「許可基準等」という。）によるものとする。</p> <p>2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国第448-1号、448-2号、448-3号 環境庁自然保護局長通知）（以下「細部解釈等」という。）によるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する許可基準等及び第2項に規定する細部解釈等は、千葉県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、これらについては、同条第3項の規定により、土木事務所及び環境生活部自然保護課において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。</p> <p><b>(各種行為の主従の判断)</b></p> <p>第5</p> <p>工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合など、許可申請の内容に、法第20条第3項各号、第21条第3項各号及び第22条第3項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。ただし、次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とする。</p> <p>(1) 工作物の新築のための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。</p> <p>(2) その高さが13メートル以上であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔（やぐら）を設けてボーリングを行う場合は、</p>	<p>以内に、審査し、処理するものとする。</p> <p><b>(許可に関する審査基準)</b></p> <p>第4</p> <p>許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準及び<b>同条第36項</b>の規定に基づき千葉県知事が定める許可基準の特例（「南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成12年3月31日告示第333号）及び「水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成12年3月31日告示第334号）（以下「許可基準等」という。）によるものとする。</p> <p>2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国第448-1号、448-2号、448-3号 環境庁自然保護局長通知）（以下「細部解釈等」という。）によるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する許可基準等及び第2項に規定する細部解釈等は、千葉県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、これらについては、同条第3項の規定により、土木事務所及び環境生活部自然保護課において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。</p> <p><b>(各種行為の主従の判断)</b></p> <p>第5</p> <p>工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合など、許可申請の内容に、法第20条第3項各号、第21条第3項各号及び第22条第3項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。ただし、次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とする。</p> <p>(1) 工作物の新築のための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。</p> <p>(2) その高さが13メートル以上であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔（やぐら）を設けてボーリングを行う場合は、</p>

改正後	改正前
<p>工作物の新築及び土石の採取として取り扱うものとする。</p> <p>(3) 廃棄物の最終処分場のうち、遮水シート等の工作物の設置を伴う場合は、工作物の新築及び土地の形状変更として取り扱うこととする。</p> <p>2 特別保護地区内において、動物を放ち、木竹又は木竹以外の植物を植栽し、若しくは植物の種子をまく行為を法第21条第3項各号に掲げる他の行為とともに実施する場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、次の例のように、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。</p> <p>(1) 特別保護地区内で郷土種による緑化を行うことを目的として、植物の種子を採取する場合においては、緑化を行う場所及びその近隣において<u>種子</u>を採取する行為は、郷土種による緑化（植物の種子をまくこと）の関連行為として取り扱うこととする。</p> <p>(2) 特別保護地区内において有害鳥獣を捕獲することを目的として、よく訓練された猟犬を放つ場合においては、有害鳥獣の捕獲（動物の捕獲）の関連行為として猟犬を放つことを取り扱うこととする。</p>	<p>工作物の新築及び土石の採取として取り扱うものとする。</p> <p>(3) 廃棄物の最終処分場のうち、遮水シート等の工作物の設置を伴う場合は、工作物の新築及び土地の形状変更として取り扱うこととする。</p> <p>2 特別保護地区内において、動物を放ち、木竹又は木竹以外の植物を植栽し、若しくは植物の種子をまく行為を法第21条第3項各号に掲げる他の行為とともに実施する場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、次の例のように、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。</p> <p>(1) 特別保護地区内で郷土種による緑化を行うことを目的として、植物の種子を採取する場合においては、緑化を行う場所及びその近隣において<u>趣旨</u>を採取する行為は、郷土種による緑化（植物の種子をまくこと）の関連行為として取り扱うこととする。</p> <p>(2) 特別保護地区内において有害鳥獣を捕獲することを目的として、よく訓練された猟犬を放つ場合においては、有害鳥獣の捕獲（動物の捕獲）の関連行為として猟犬を放つことを取り扱うこととする。</p>
<p>(<b>関連した諸行為の取扱い</b>)</p>	<p>(<b>関連した諸行為の取扱い</b>)</p>
<p>第6</p> <p>地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管布設等一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。</p>	<p>第6</p> <p>地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管布設等一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。</p>
<p>(<b>特別地域と特別保護地区をまたがる行為の取扱い</b>)</p>	<p>(<b>特別地域と特別保護地区をまたがる行為の取扱い</b>)</p>
<p>第7</p> <p>許可申請に係る行為が、特別地域と特別保護地区にまたがる場合は、同一の者により一体的に行われる場合であっても、特別地域、特別保護地区毎に申請を行わせるものとする。ただし、特別地域内の許可申請書を特別保護地区内の許可申請書と併せて提出し、特別保護地区内の許可申請書の添付図面等中に、特別地域内の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。</p>	<p>第7</p> <p>許可申請に係る行為が、特別地域と特別保護地区にまたがる場合は、同一の者により一体的に行われる場合であっても、特別地域、特別保護地区毎に申請を行わせるものとする。ただし、特別地域内の許可申請書を特別保護地区内の許可申請書と併せて提出し、特別保護地区内の許可申請書の添付図面等中に、特別地域内の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(許可後における内容の変更手続き) 第 8 規則第10条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する申請内容又は法第32条の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日の内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。</p> <p>なお、この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。</p> <p>ただし、規則第10条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更については、申請者が同一人である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。</p>	<p>(許可後における内容の変更手続き) 第 8 規則第10条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する申請内容又は法第32条の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日の内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。</p> <p>なお、この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。</p> <p>ただし、規則第10条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更については、申請者が同一人である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。</p>
<p>(国の機関が行う協議に対する準用) 第 9 法第68条第 1 項の規定により国の機関が行う行為に係る協議は、第 2 から第 6 まで及び第 8 に定めるところに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(国の機関が行う協議に対する準用) 第 9 法第68条第 1 項の規定により国の機関が行う行為に係る協議は、第 2 から第 6 まで及び第 8 に定めるところに準じて取り扱うものとする。</p>
<p>(特別地域及び普通地域の許可等を要しない催しの計画の様式) 第 1 0 規則第12条第30号又は規則第15条第16号の規定による地方公共団体が作成する催しの計画書は、別記様式第 2 によるものとする。</p>	<p>(特別地域及び普通地域の許可等を要しない催しの計画の様式) 第 1 0 規則第12条第30号又は規則第15条第16号の規定による地方公共団体が作成する催しの計画書は、別記様式第 2 によるものとする。</p>
<p>(特別地域等に関する届出書の様式) 第 1 1 規則第15条の 2 の規定による届出書は、別記様式第 3 によるものとする。</p>	<p>(特別地域等に関する届出書の様式) 第 1 1 規則第15条の 2 の規定による届出書は、別記様式第 3 によるものとする。</p>
<p>(普通地域内における行為の届出書の様式) 第 1 2 規則第13条の18の規定による届出書は、別記様式第 4 によるものとする。</p>	<p>(普通地域内における行為の届出書の様式) 第 1 2 規則第13条の17の規定による届出書は、別記様式第 4 によるものとする。</p>
<p>(普通地域内における行為の届出書の受理等)</p>	<p>(普通地域内における行為の届出書の受理等)</p>

改正後	改正前
<p>第13 普通地域内における行為の届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、届出者に補正させた上で、当該届出書を受理するものとする。なお、この受理した日をもって法第33条第3項に規定する「届出があった日」又は同第5項に規定する「届出をした日」と取扱うものとする。</p>	<p>第13 普通地域内における行為の届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、届出者に補正させた上で、当該届出書を受理するものとする。なお、この受理した日をもって法第33条第3項に規定する「届出があった日」又は同第5項に規定する「届出をした日」と取扱うものとする。</p>
<p><b>(普通地域内における行為の措置命令等)</b></p>	<p><b>(普通地域内における行為の措置命令等)</b></p>
<p>第14 処分は、自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成16年6月18日制定（以下「処理基準」という。））によるほか、風景を保護するために必要があると認める場合に行うものとする。 2 処理基準は、千葉県行政手続条例第12条第1項に規定する処分基準として取り扱うこととし、同項の規定により、土木事務所及び環境生活部自然保護課において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。</p>	<p>第14 処分は、自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成16年6月18日制定（以下「処理基準」という。））によるほか、風景を保護するために必要があると認める場合に行うものとする。 2 処理基準は、千葉県行政手続条例第12条第1項に規定する処分基準として取り扱うこととし、同項の規定により、土木事務所及び環境生活部自然保護課において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。</p>
<p><b>(普通地域内における各種行為の主従の判断)</b></p>	<p><b>(普通地域内における各種行為の主従の判断)</b></p>
<p>第15 普通地域内における各種行為の主従の判断については、第5に規定するところによるものとする。</p>	<p>第15 普通地域内における各種行為の主従の判断については、第5に規定するところによるものとする。</p>
<p><b>(特別地域等と普通地域にまたがる行為の取扱い)</b></p>	<p><b>(特別地域等と普通地域にまたがる行為の取扱い)</b></p>
<p>第16 普通地域内において届出を要する行為が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内で許可を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内行為届出書を特別地域等内の許可申請書と合わせて提出し、許可申請書の添付図面等中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。</p>	<p>第16 普通地域内において届出を要する行為が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内で許可を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内行為届出書を特別地域等内の許可申請書と合わせて提出し、許可申請書の添付図面等中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。</p>
<p><b>(国の機関が行う行為に対する準用)</b></p>	<p><b>(国の機関が行う行為に対する準用)</b></p>
<p>第17 法第68条第3項の規定による国の機関が行う行為に係る通知は、第11、</p>	<p>第17 法第68条第3項の規定による国の機関が行う行為に係る通知は、第11、</p>

改正後	改正前
<p>第12及び第15に定めるところに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(利用調整地区に係る許可申請書の様式)</p> <p>第18  法第23条第3項第8号に規定する許可を受けるための申請書は、別記様式第5によるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第19  この要領に定めのない事項等については、国立公園の許可、届出等の取扱要領（令和4年4月1日付け環自国第22040115号環境省自然環境局長通知）に準じ取り扱うものとする。</p>	<p>第12及び第15に定めるところに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(利用調整地区に係る許可申請書の様式)</p> <p>第18  法第23条第3項第7号に規定する許可を受けるための申請書は、別記様式第5によるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第19  この要領に定めのない事項等については、国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国第051003001号環境省自然環境局長通知）に準じ取り扱うものとする。</p>